

# 苅田町歴史博物館建築基本設計業務委託 特記仕様書

苅田町歴史博物館建築基本設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、  
苅田町が発注する苅田町歴史博物館建築工事に係る基本設計・実施設計（建築（意匠及び構  
造）、電気設備、機械設備、外構等の設計、積算及び構造計算等をいう。）の内、基本設計業  
務（以下「基本設計業務」という。）委託に適用する。

## 1 業務概要

(1) 業務名称 苅田町歴史博物館建築基本設計業務委託

(2) 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

ア 施設名称 苅田町歴史博物館（仮称）

イ 敷地の場所 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目18-1、18-2（富久公園跡地）

ウ 施設用途 博物館機能・埋蔵文化財センター機能・史跡ガイダンス機能

(3) 設計与条件

ア 敷地の条件

a 敷地面積 約 1,546 m<sup>2</sup>

b 用途地域 市街化区域・近隣商業地域

c 建ぺい率及び容積率 建ぺい率 80%、容積率 200%

イ 施設の条件

a 延床面積 約 1,000 m<sup>2</sup>未満

b 主要構造 RC 造

c 耐震性 耐震安全性の分類

・構造体の大地震に対する耐震安全性の目標 II類

・建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標 B類

・建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標乙類

ウ 建設の条件

a 建設工事費（外構含む）800,000 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限と  
する。

b 設計履行期限 基本設計：令和 8 年 9 月末日まで、実施設計：令和 9 年 9 月末  
日まで

c 建設工期（予定） 令和 9 年度以降から令和 10 年度中まで

## エ 設計の条件

- a 「苅田町歴史博物館基本計画」に基づき新たに建設する歴史博物館において、国指定重要文化財等の適切な収蔵・展示環境を採用するための、基本設計を行うこと。
- b 受注者は、当該設計業務の遂行にあたり、工事施工に関わる工法選定を行う上で、汎用的な工法を含めて工法検討を行うこと。施工業者が限定されるような特許取得工法等は原則活用しないこと。
- c 受注者は、当該設計業務の遂行にあたり、資材選定を行う上で、県内で産出、生産又は製造されたものの優先使用について配慮・検討しなければならない。
- d 受注者は、設計時において、図面等に製品を特定するような仕様等を原則記載しないものとする。やむを得ず記載する必要がある場合は、「参考図、同等品以上の製品を使用」等と併記しなければならない。

## オ その他の条件

- a 町民や有識者委員会の意見を聞くために必要な資料の作成及び意見の取りまとめや、設計に関する各種打合せ記録を作成すること。また、補助金申請等に必要な資料の作成を行うこと。
- b ライフサイクルコストの縮減を考慮した設計を行うこと。
- c 展示設備等に合わせた設計を行うこと。
- d 史跡石塚山古墳や隣接道路からの見え方等、建設予定地周辺の景観に十分配慮すること。
- e 本業務成果をもとに施工する工事は、文化庁「文化財補助金」、内閣府「新しい地方経済・生活環境創生交付金」、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」等の活用を予定しているため、当該補助金等の交付要領等により、その目的や性格を十分理解して業務を行うこと。
- f ZEB 化の導入を検討すること。また、PPA 設置による太陽光発電設備の導入を検討すること。

## 2 業務仕様

- ・本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年3月26日国営整第213号）による。
- ・本仕様書に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用し、「○」印が付かない場合は、「※」印を適用する。「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

### (1) 設計業務の種類

#### ア 基本設計

○建築（総合）基本設計に関する業務

○建築（構造）基本設計に関する業務

○電気設備基本設計に関する業務

○機械設備基本設計に関する業務

イ 実施設計

○建築（総合）実施設計に関する業務（設計意図の伝達業務を除く）

○建築（構造）実施設計に関する業務（設計意図の伝達業務を除く）

○電気設備実施設計に関する業務（設計意図の伝達業務を除く）

○機械設備（昇降機含む）実施設計に関する業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 設計業務の内容及び範囲

- ・設計業務は、一般業務及び追加業務とする。なお、設計に関する対象業務については次の業務内容とする。

ア 一般業務の内容及び範囲

a 基本設計

○[1]設計条件の整理

○[1-i]条件の整理

○[1-ii]設計条件の変更の場合の協議

○[2]法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

○[2-i]法令上の諸条件の調査

○[2-ii]計画通知申請に係る関係機関との打合せ

○[3]上下水道、ガス、電力、通信等供給状況の調査及び関係機関との打合せ

○[4]基本設計方針の策定

○[4-i]総合検討

○[4-ii]基本設計方針の策定及び建築主への説明

○[5]基本設計図の作成

○[6]概算工事費の検討

○[7]基本設計内容の建築主への説明

b 実施設計

○[1]要求の確認

○[1-i]建築主等への要求の確認

○[1-ii]設計条件の変更等の場合の協議

○[2]法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- [2-i]法令上の諸条件の調査
  - [2-ii]計画通知申請に係る関係機関との打合せ
  - [3]実施設計方針の策定
  - [3-i]総合検討
  - [3-ii]実施設計のための基本事項の確定
  - [3-iii]実施設計方針の策定及び建築主への説明
  - [4]実施設計書の策定
  - [4-i]実施設計図書の作成
  - [4-ii]計画通知申請図書の作成
  - [5]概算工事費の検討
  - [6]実施設計内容の建築主への説明
- イ 追加業務の内容及び範囲（基本設計：○、実施設計：●、両方：○●）
- 積算業務
    - 建築、電気、機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の微収、見積検討資料の作成）
  - 透視図作成（基本設計・実施設計）
  - 模型作成
  - 計画通知申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
  - 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
  - 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
  - リサイクル計画書の作成
  - 概略工事工程表の作成
  - 住民説明・有識者委員会・審議会等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
  - 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
  - 建築物総合環境性能評価システムによる評価に係る業務
  - 電波障害調査業務
  - 外構設計業務（土木工事積算基準による）
  - サイン設計業務
  - ユニバーサルデザインの採用
  - 保全計画年表の作成（建物・設備等の維持及び更新に係る計画）

## ●各種補助申請資料の作成

- 説明資料の作成（対象は市民、議会、職員とし、内容については別途協議）
- 展示設計与件整理及び展示設計受託者等との打合せ（4回程度）
- その他本設計業務に必要な業務については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

### (3) 業務の実施

#### ア 一般事項

- a 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
- b 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c 積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d 発注者の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに発注者に提出する。

#### イ 適用基準等

- ・本業務には、苅田町、福岡県及び国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、設計年度と施行年度が異なる場合、最新版を採用することとする。

#### a 共通（番号等）

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 福岡県福祉のまちづくり条例
- 省エネルギー建築設計指針
- 苅田町コンピューター機器等の管理運営に関する規程
- 建築設計業務等電子納品要領
- 建築C A D図面作成要領（案）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準

- 建築工事における建築副産物管理マニュアル
- 京築広域景観計画
- 苅田町環境美化に関する条例
- 建設副産物適正処理推進要綱
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- 福岡県公共施設等総合管理計画
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 福岡県建築基準法施行条例
- 福岡県建築基準法施行細則
- 福岡県屋外広告物条例
- ZEB設計ガイドライン
- 苅田町歴史博物館基本計画
- 重要文化財の取扱い要綱
- 博物館法
- 文化財保護法
- 博物館設置・運営の望ましい基準
- 文化財公開施設の計画に関する指針

b 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書
- 木造建築工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準

c 建築積算

- 公共建筑数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

○營繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

d 設備

○建築設備計画基準

○建築設備設計基準

○建築設備工事設計図書作成基準

○公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

○公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

○公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

○公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

○排水再利用・雨水利用システム計画基準

○建築設備耐震設計・施工指針

○建築設備設計計算書作成の手引き

e 設備積算

○公共建築設備数量積算基準

○公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

○公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

ウ 提出書類

・提出書類については、下記事項に留意し、遅滞なく提出すること。

- ① 受注者は、設計を行う施設等の用途、規模及び建設費等を十分に検討のうえ、「業務着手届」及び「業務工程表」を発注者に提出し、設計を工程どおり完了させること。
- ② 受注者は業務の一部を第三者に委託する場合は、委託契約業務約款（土木設計、建築設計、建築工事監理）第9条第3項に基づき、「再委託承諾願」（様式任意）に「設計者経歴書」（様式任意）及び「契約書の写し」を添えて発注者に提出し承諾を受けること。
- ③ 前各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに発注者に報告し、承諾を受けるものとする。なお、選定時に示した担当者については、原則として変更することはできないものとする。
- ④ 業務が終了したときは、委託契約業務約款（土木設計、建築設計、建築工事監理）第34条の規定に基づき、業務完了通知（報告）書を提出し、発注者の検査を受け合格後、成果物引渡し申出書とともに成果物を引き渡すものとする。
- ⑤ 受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登

録（調査職員の押印済み）」を発注者に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

エ 業務工程表

- ・業務工程表には発注者との打合せ日、基本設計及び実施設計図書の提出時期等を記載すること。

オ 業務計画書

- ・プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注しているため、業務計画書の提出は省略するものとする。
- ・ただし、受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。

カ 管理技術者の資格要件

- ・管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

キ 貸与資料なし

ク 打合せ及び記録

- ・打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

(a)業務着手時

(b)発注者又は管理技術者が必要と認めたとき

(c)文化庁（文化財管理指導官）との協議：1 回（京都府京都市）

(d)独立行政法人国立文化財機構文化財活用センターとの協議：1 回（東京都）

ケ その他、業務の履行に係る条件等

(a)指定部分の範囲

- ・指定部分の履行期限

(b)成果物の提出場所

- ・苅田町教育委員会生涯学習課まちの歴史担当

(c)成果物の取扱い

- ・提出された C A D データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d)成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 号および第 28 号の権利を含む。）の権利等については、すべて苅田町に帰属する。したがって、次

に掲げる行為をしてはならない。(ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

① 成果物を公開すること。

② 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(e)設計条件・設計図書に関する軽微な変更については、約款の規定にかかわらず、業務委託料及び履行期限の変更は無いものとする。

(f)技術提案書等に対する指示事項について、別表「図面一覧」に示すとおり、業務を履行すること。